

2023年度地域包括支援センター事業評価について

1 評価の目的

地域包括支援センター（以下センターとする）が実施する業務の量及び質について、下記の観点から評価を実施。

- (1) 運営法人及び市が、センターが行った各業務のレベルを共通の基準で確認するとともに、不十分な点について改善に取り組むことにより、事業の質を向上させる。
- (2) センターの事業運営の状況を確認することにより、事業委託継続の参考とする。

2 事業評価の方法

評価は「町田市地域包括支援センター事業評価実施要領」における様式1「高齢者支援センター事業評価表」様式2「医療と介護の連携支援センター事業評価表」を用いて下記のとおり実施した。

※資料4-2各センターの事業評価表参照

(1) センターの自己評価

各センターが、第3四半期終了時の事業の実施状況及び第4四半期の実施見込みを踏まえ、各評価項目の内容について、業務の取組状況や成果を踏まえて振り返りを行い、出来ていれば「○」、不十分であれば「×」として自己評価を実施。

(2) 市による事業の実施状況の確認について

センター事業の実施状況について以下の方法による確認を行い、最終評価案を作成。

ア. 実地調査による確認

センターを訪問し、資料やセンター内執務室の状況の確認、聞き取りを実施。

イ. 報告書等の確認

12月分までの報告書類等を確認。報告書類のみでは確認出来なかった事項について、聞き取り等を実施。

ウ. アンケート結果の確認

高齢者支援センターについては、利用者、居宅介護支援事業所、地域ケア会議参加者向けに実施したアンケートの結果を確認。

医療と介護の連携支援センターについては、高齢者支援センター、居宅介護支援事業所、医療機関向けに実施したアンケートの結果を確認。

また、医療と介護の連携支援センターが関わった地域ケア会議について、参加者アンケートの結果を確認。

※資料4-3 各アンケートの内容とその結果について 参照

(3) 地域包括支援センター運営協議会委員等によるヒアリング

事業評価に資するため、地域包括支援センター運営協議会の委員7名と高齢者支援課長及び高齢者総合相談担当課長によりヒアリングを実施。センターの自己評価が適正に行われているか、自己評価を行うことにより抽出された課題や効果的な取組等について確認を行った。

また、このヒアリングの際、重点事業計画書兼報告書における「①良い取り組みだと感じた点」や「②次年度以降力を入れて欲しい点」についても確認を行った。

※資料4-4 事業評価ヒアリングについて参照

(4) 最終評価

(1)～(3)の結果を総合的に判断し、評価項目が出来ていれば「○」、不十分であれば「×」とする。

(5) 総合評価

1つの評価項目につき1点とし、最終評価の合計点から、総合評価をA～Cの3段階で判断する。各評価段階の水準と得点率は以下のとおり。

	水準	基準
A評価	市が求めている水準を満たし、優れた事業運営を行っている。	有効項目数のうち、9割以上を 得点している
B評価	市が求めている水準を満たし、概ね良好に事業を運営している	有効項目数のうち、7割以上を 得点している
C評価	市が求めている事業運営の水準を満たしておらず、改善を要する	有効項目数のうち、7割未満の 得点である

※資料4-5 各センターの事業評価結果参照

(6) 評価結果の確定

最終評価は、最終的に地域包括支援センター運営協議会に諮り、承認のうえ確定する。市及び各センターは評価結果を確認し、取組が不十分な点については改善策を検討する等、次年度以降の事業に活用する。